

議案第六十七号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表の」を「別表に」に改め、同条第三項中「公職選挙法」の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加え、「報酬は」を「報酬の額は」に、「報酬額」を「報酬の額」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、港区選挙管理委員会が管理する選挙の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次のとおりとする。

一 選挙長 六千円

二 選挙立会人 五千円

5 前項各号の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、二以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、一の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第二条第四項及び第五項の規定は、この条例の施行の日以後に開く港区選挙管理委員会が管理する選挙の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）の選挙長及び選挙立会人の報酬の額について適用し、同日前までに開く更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額については、なお従前の例による。

（説 明）

更正決定又は繰上補充に係る選挙会の出席者の報酬について定めるため、本案を提出いたします。